

右者御側之面々計、外様之面々者御構無之、先日申通候、以上、

十一月廿八日

〔教令類纂 初集十六〕正徳四甲午年十一月

覺

一 疱瘡麻疹煩候者、死候時者、看病之斷ヲ申立、病人ニ付罷在候者は、病人死候日ヨリ廿日過候迄者、御目通江罷出候儀、差扣可申候、忌掛候者は、右日數の内ニ、忌明候ハ、登城いたし、御番をも可相勤候、御目通江は、右之日數過候迄は、差扣可申事、○中略

午十一月

右之通可被相心得候、以上、

〔幕朝故事談〕徳廟の時、松平肥後守痘瘡の時、御直の御指圖にて、村上養順被仰付、參候節、不開門、依之村上乗返す、肥後守様より詫之事、

〔教令類纂 二集四十〕元文五庚申年正月廿九日

板倉佐渡守殿御渡

疱瘡はやり候ニ付、陰陽二血丸可被下候間、布衣以上御目見以上之者、望之者有之候ハ、河野仙壽院栗本瑞見方迄相願、拜領可仕候、尤勤候者ハ、於御城仙壽院瑞見へ申達候共可仕候、

但未疱瘡不致子共大勢有之、餘計も拜領致し度ものは、子共何人と申儀、兩人方へ申達可相願候、

右之趣、向々江可被相達置候、

正月

延享元甲子年正月廿一日